

## 議案第1号

木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

木津川市職員の育児休業等に関する条例（平成19年木津川市条例第35号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

### 提案理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に係る「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）」の一部改正に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するために、所要の改正を行うものです。

## 木津川市条例第 号

### 木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市職員の育児休業等に関する条例（平成19年木津川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第6条の2中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第10条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第11条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料（議案第1号）

木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

(新)	(旧)
第1条（略） （育児休業をすることができない職員）	第1条（略） （育児休業をすることができない職員）
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)・(2)（略）	(1)・(2)（略）
(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員	(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
<u>(ア)</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2	<u>(ア)</u> <u>任命権者を同じくする職員</u> <u>（以下「特定職」という。）</u> <u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u>
<u>(イ)</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2	<u>(イ)</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2

歳に達する日)までに、その  
任期(任期が更新される場合  
にあつては、更新後のもの)  
が満了すること及び引き続い  
て任命権者を同じくする職  
員  
(以下「特定職」という。)  
に採用されないことが明らか  
でない非常勤職員

(イ) (略)

イ・ウ (略)

第2条の2～第6条 (略)

(部分休業をすることができない職  
員)

第6条の2 育児休業法第19条第1項  
の条例で定める職員は、勤務日の日数  
及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して  
規則で定める非常勤職員以外の非常勤  
職員(地方公務員法第28条の5第1  
項に規定する短時間勤務の職を占める  
職員(以下「再任用短時間勤務職員  
等」という。)を除く。)とする。

第7条～第9条 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があ

歳に達する日)までに、その  
任期(任期が更新される場合  
にあつては、更新後のもの)  
が満了すること及び特定職に  
引き続き採用されないことが  
明らかでない非常勤職員

(ウ) (略)

イ・ウ (略)

第2条の2～第6条 (略)

(部分休業をすることができない職  
員)

第6条の2 育児休業法第19条第1項  
の条例で定める職員は、次のいずれに  
も該当する非常勤職員以外の非常勤職  
員(地方公務員法第28条の5第1項  
に規定する短時間勤務の職を占める職  
員(以下「再任用短時間勤務職員等」  
という。)を除く。)とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期  
間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごと  
の勤務時間を考慮して規則で定め  
る非常勤職員

第7条～第9条 (略)

った場合における措置等)

第10条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第11条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第12条 (略)

第10条 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第1号 木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
担当課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)」の一部改正に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するために、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	・法改正を受け、協議・検討を実施	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概算事業費 (単位:千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(      年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(      年度から)	
将来にわたる効果及び経費の状況	国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)に準じることにより、非常勤職員の育児休業制度の拡充を図ります。	